

看護・介護・保育の仕事(抜粋)

医療系の仕事

(1)看護(保健師、(准)看護師)

病院、診療所をはじめ、最近では、老人ホームなどの老人福祉施設や在宅介護の需要が増えて、人材の供給が不足しがちです。(他に、保育所などの児童福祉施設、障がい者福祉施設など)福祉施設では、医師が常駐していないことが多く、看護師が中心となって、入所者の日常の健康管理を行います。
企業の健康管理室、学校の保健室などの仕事もあります。

(2)療法士(理学療法士、作業療法士、言語療法士、視能訓練士)

病気やけが、老化などで身体機能に障がいを持つ人に、運動や物理療法、作業療法を通じて、機能回復と維持を行うリハビリテーションのプロフェッショナルです。主な活躍の場は、病院や老人保健施設、障害者施設など。

高齢者、障がい者を支援する仕事

(3)訪問介護職員(ホームヘルパー・介護職員初任者研修修了者)

地域包括センター(在宅介護支援センター)や、いわゆるシルバー産業(訪問介護事業所)に籍を置き、高齢者、障がい者の自宅を訪問し、家事援助、身体介護を通じて生活の質を高めます。
採用にあたっては、ホームヘルパー2級以上を求められます。パートタイムの求人が非常に多いのが特徴です。

(4)施設介護職員(介護福祉士・ヘルパー2級・介護職員初任者研修修了者)

ケアワーカー、介護職員などの名称で募集することもあります。主な職場は、老人ホームなどの老人福祉施設・身体障がい者更生援護施設・知的障がい者の援護施設です。生活全般をサポートします。通所型の施設は日勤ですが、入所型の施設は交代制をとり、24時間・365日のサービスを提供します。
採用にあたっては、ホームヘルパー2級以上が求められるケースがほとんどです。最近では契約、嘱託が増えていて、正職員には、介護福祉士などの国家資格や実務経験が求められることが多くなりました。

(5)生活相談員、指導員(ソーシャルワーカー、ケースワーカー)

施設などでは利用者の生活指導と社会生活に関する相談援助を、病院では入院から退院までのさまざまな問題の解決を支援します。また、施設では現場のまとめ役を兼ねることもあります。
採用にあたって、社会福祉士や精神保健福祉士、現場での実務経験のある介護福祉士等の有資格者がも求められるケースが増えています。

(6)ケアマネジャー(介護支援専門員)

介護保険法に基づく介護サービス計画(ケアプラン)の作成、介護サービス利用者と市区町村・介護保険事業者・介護施設等との連絡調整、介護保険認定調査などが主な仕事です。
国家資格ではありませんが、介護保険の要になる職業です。年1回行われる試験の合格率は東京で15%~16%と狭き門になっています。

(7)看護助手

病院・診療所で、看護師の補助や患者の身の回りの世話をします。
採用にあたって、とくに資格は求められませんが、ホームヘルパー2級・初任者研修修了が求められるようになってきました。介護福祉士を目指す場合、看護助手の仕事の内容によっては、実務経験の期間に算定されない場合があるので、確認が必要です。

保育・児童関係の仕事

(8)保育士、児童指導員

保育所や養護施設などの児童福祉施設での保育と援助を行います。主な職場は、国の認可保育園、都の認証保育園、保育室のほか、無認可の託児室などもあります。認可、無認可等の主な違いは、国や都が定めた設置基準を満たしているか否かです。
採用にあたって、保育士の資格が求められます。最近では、保育助手、保育補助などパートの求人でも、保育士の資格が求められる傾向にあります。

以上は、代表的な仕事の概要です。他の職種について等は、窓口でお尋ね下さい。